

奈良県後期高齢者医療広域連合の収支状況

資料 2

科 目		平成26年度 (決算)	平成27年度 (実績)	対前年度 増減額	対前年度 増減比
収入		百万円	百万円	百万円	%
	保 険 料 負 担 金	12,521	12,755	234	1.87%
	保険基盤安定(保険料軽減分)	2,769	2,905	136	4.91%
	国 庫 支 出 金	50,545	52,415	1,870	3.70%
	県 支 出 金	12,370	12,895	525	4.24%
	市 町 村 負 担 金	11,914	12,379	465	3.90%
	事 務 費 負 担 金	583	638	55	9.43%
	支 払 基 金 交 付 金	63,423	66,564	3,141	4.95%
	特別高額医療費共同事業交付金	52	45	-7	-13.46%
	繰入金(臨時特例基金)	945	251	-694	-73.44%
	借 入 金	0	0	0	-
	そ の 他	266	140	-126	-47.37%
	小 計	155,388	160,987	5,599	3.60%
	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,105	0	-1,105	-
繰入金(医療給付費準備基金)	0	0	0	-	
(前年度からの)繰越金	5,214	6,054	840	16.11%	
収入合計(収入総額)	161,707	167,041	5,334	3.30%	
支出	議 会 費 ・ 総 務 費 等	509	515	6	1.18%
	保 険 給 付 費	148,914	157,664	8,750	5.88%
	財政安定化基金拠出金	67	67	0	0.00%
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	39	50	11	28.21%
	保 健 事 業 費	384	441	57	14.84%
	医療費適正化事業費	91	88	-3	-3.30%
	そ の 他	3,794	4,661	867	22.85%
	小 計	153,798	163,486	9,688	6.30%
	基 金 積 立 金	1,855	1	-1,854	-
	前年度繰上充用(欠損補填)金	0	0	0	-
公 債 費	0	0	0	-	
支出合計(支出総額)	155,653	163,487	7,834	5.03%	

収 支 差 引 額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額-支出総額)	6,054	3,554	-2,500	-
	単 年 度 収 支 差 引 額 (単年度収入-単年度支出) A	1,590	-2,499	-4,089	-
	前年度負担金・補助金等精算額等 B	3,617	4,538	921	-
	当年度負担金・補助金等精算額等 C	-4,538	-2,367	2,171	-
	精算後単年度収支差引額 A+B+C	669	-328	-997	-

基金残高	円滑運営臨時特例基金	250	0	-250	-100.00%
	医療給付費等準備基金	1,446	1,447	1	0.07%

(注1)端数の関係上、会計及び収支差がずれることがある。

(注2)数値は、奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計と特別会計の合計額(会計間の繰入・繰出の重複控除後)である。

(注3)「基金積立金」とは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金及びその他の基金への積立金の合計額である。

(注4)「前年度負担金・補助金等精算額等」とは、当該年度に行われた前年度の国庫負担等の精算額である。

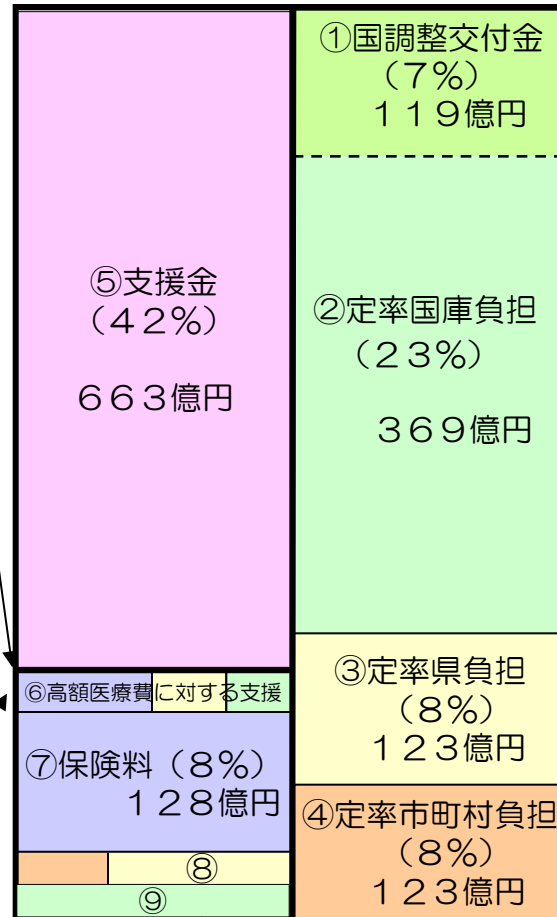
(注5)「当年度負担金・補助金等精算額等」とは、翌年度に行われる当該年度の国庫負担等の精算額である。

# 医療給付費等における財源構成(平成27年度)

医療給付費等総額：1,587億円 奈良県後期高齢者医療広域連合

※負担金等精算後の額を示す

← 54% → ← 46% →



## ⑥-1 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、**国及び県が1/4ずつ負担**する。

事業規模 1.4億円程度

## ⑥-2 特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 0.4億円程度

## ① 調整交付金 (国)

○普通調整交付金(全体の9/10) 広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金(全体の1/10) 災害その他特別の事情を考慮して交付する。

## ⑧ 保険基盤安定制度

### ⑨ 制度施行後の保険料軽減対策

#### ○ 保険基盤安定制度

- ・低所得者等の保険料軽減 (均等割7割・5割・2割軽減 及び被扶養者の5割軽減)

<市町村 1/4・県 3/4>

⑧ 事業規模 29億

#### ○ 制度施行後の保険料軽減対策 <国>

- ・低所得者の更なる保険料軽減 (均等割9割、8.5割 及び所得割5割軽減)

- ・被扶養者の9割軽減

<4割軽減分; 国>

⑨ 事業規模 10億

事業規模 (⑧+⑨) 39億円